

議案第八七号

三朝町手数料条例の全部を改正する条例について

三朝町手数料条例の全部を別紙のように改正する。



昭和四十二年十一月四日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾貳年拾月四日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

三朝町手数料条例

三朝町手数料条例（昭和二十八年三朝町条例第一五号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 町は地方自治法第二百二十七条により特定の考のためにする事務につき手数料を徴収する。

（手数料）

第二条 この条例により手数料を徴収する事務及び金額は次のとおりとする。

- | | | |
|------------------|----------|-----|
| 一 公簿面の閲覧 | 一簿冊一回につき | 二十円 |
| 二 印紙に関する証明 | 一枚につき | 五十円 |
| 三 動産又は不動産に関する証明 | 一件一通につき | 四十円 |
| 四 課税に関する証明 | 一枚につき | 四十円 |
| 五 身元身分に関する証明 | 同 | 四十円 |
| 六 住民基本台帳法による転出証明 | 同 | 五十円 |

七 住民票及び戸籍の附票の写 一枚につき 四十円

八 死亡診断書、死体検案書、死産証書の謄本 同 四十円

九 旅行証明書 同 二十円

十 米穀販売小売業者主食配給制当手券料 一件につき 百円

十一 前各号に該当しない証明 一枚につき 四十円

2 動産又は不動産に明する証明中、土地及び建物は三筆若しくは三棟までを一件とし一筆又は一棟増す毎に十円を加える。

第三条 前条第一項第三号以下各号の事項を一括して一枚の証明書を作成する場合は手券料四十円を徴収する。

(手券料の納付)

第四条 公簿、図面の閲覧又は証明書、謄本、抄本、写等の交付を申請しようとする者は、その申請と同時に手券料を納付しなければならない。

(手券料の減免)

第五条 町長は次の各号の一に該当するもの又は特に必要があると認めたる場合は手券料を減免することができる。

一 国又は地方公共団体の事務に属するもの。

二 公益上必要と認められるもの。

三 貧困その他減免を必要とする事情があると認められる者。

(既納の手料)

第六条 すでに納付した手料は還付しない。ただし、町長が特に必要と認めたる場合はこの限りでない。

附

則

この条例は、公布の日から施行する。